

## 富岡労働基準監督署からの是正勧告等の受領について

本日（2020年11月20日）、当社は2019年12月に楢葉町営多目的駐車場にて実施した線量低減措置について、富岡労働基準監督署より「是正勧告」を受領いたしました。

また、2016年～2018年にJヴィレッジで実施した原状回復工事については、除染等業務に該当する業務の有無、有る場合は除染電離則に定める措置が適切に講じられたかについて、改めて点検を行い報告するよう「指導票」も受領しております。

### ◆富岡労働基準監督署からの指摘事項

指摘分類：「是正勧告」

作業件名：楢葉町営駐車場における線量低減措置

作業日程：2019年12月3日

内 容：「除染電離則16条1項 保護具」の要求を満足していないとの判断

発生原因：当社としては、除染電離則の対象（特定汚染土壌等取扱業務（第2条第7項第3号））と判断し、その他必要な対応（教育、線量管理、その他防護等）を行っていたが、ゴム長靴の着用については、「除染等作業では水を使うことが多く、・・・ゴム長靴等の不浸透性の素材による靴の着用を義務付けたものである」の文言に照らして、水を使うこともなく、撤去する場所の作業状況から判断して、安全靴で対応していたもの。

指摘分類：「指導票」

作業件名：Jヴィレッジ原状回復工事

作業日程：2016年4月～2018年6月

内 容：当時の原状回復工事における除染等業務の有無、有る場合は除染電離則に定める措置が適切に講じられたかについて、改めて点検結果を報告すること。

# 【参考】Jヴィレッジ原状回復工事と除染電離則の関係について

除染特別地域内・平均空間線量率2.5μSv/h以下

除染特別地域内・平均空間線量率2.5μSv/h超

<p><b>除染等業務(第2条第7項)</b></p> <p><b>土壤等の除染等の業務(同条同項第1号)</b>          定義概要 : 汚染土壤等の除去、影響低減等          本件該当作業 : 無  <b>※2019年12月線量低減措置が該当</b></p> <p><b>廃棄物収集等業務(同条同項第2号)</b>          定義概要 : 汚染されたものの収集、運搬、保管          本件該当作業 : 無</p> <p><b>特定汚染土壤等取扱業務(同条同項第3号)</b>          定義概要 : 前二号以外で汚染土壤等(放射能濃度1万Bq/kg超)を扱う業務※          本件該当作業 : 防球ネット撤去工事等</p>	<p><b>特定線量下業務(第2条第8項)</b>          定義概要 : 平均空間線量率が2.5μSv/hを超える場所で行う業務          本件該当作業 : 無</p>
<p><b>除染等業務に該当しない</b>          定義概要 : 上記除染等業務に該当しない業務          本件該当作業 : 防球ネット撤去等1万Bq/kg超以外の廃棄物を扱う原状回復工事全般(掘削、運搬、法面保護等)</p>	<p><b>当社および前田建設の当時の判断による原状回復工事の範囲</b></p>

※除染電離則では「生活基盤の復旧等の作業での土工及び関連作業」は「土壤等を取り扱う業務」と定義。うち、扱う土壤のセシウム放射能濃度が1万Bq/kg超の業務が「特定汚染土壤等取扱業務」となり、除染等業務に該当する。(濃度がそれ以下の場合、特定汚染土壤等取扱業務には該当しない)

除染電離則による線量管理等が必要な範囲